

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

えん罪は有罪とされた者や家族の人生を奪い、時にはその生命さえも奪いかねない最大の人権侵害である。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にもえん罪が発生した場合にえん罪被害者を速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度には重要な意義がある。しかし、再審手続について定める刑事訴訟法第4編（再審法）は、戦後の法改正から取り残された結果、今なお戦前の規定がほぼ踏襲され、とりわけ再審請求審の手続を具体的に定めた規定はないに等しい。そのため、再審請求審の進め方は個々の裁判官の裁量に委ねられ、えん罪被害者の救済は著しく遅延してきた。

2024年10月に再審無罪判決が確定した袴田事件では、有罪判決確定から再審請求段階で証拠が開示されるまでに30年を費やし、また、2014年の静岡地裁における再審開始決定に対して検察が不服を申し立てた結果、再審開始決定確定までに9年を要した。

2025年7月に再審無罪判決が確定した福井女子中学生殺害事件では、最終的な証拠開示までに26年を要し、また、第一次再審請求では再審開始決定が検察の不服申立てにより取り消され、第二次再審請求で再審開始が確定するまでに13年が経過した。

これらの事件では、捜査機関の手元にあった証拠が再審段階で新たに開示されたことが再審開始の原動力となった。しかし、現在の再審法には、再審請求段階で、検察官に証拠を開示させる仕組みがない。そのため、検察官の対応や裁判所が証拠開示を積極的に促すか否かによって格差が生じ、証拠開示がなされるまでに膨大な年月を要し、再審開始決定に対する検察官の不服申立てがさらにえん罪犠牲者の救済を長期化させてきた。

三審制という手続保障があっても、新証拠の発見等によって幾多の再審無罪判決が出されてきたことは、すなわち、「人間の行う裁判の結果に、絶対はない」ということにほかならない。無辜を救済する最後の手段としての重要な役割を果たすために、再審法には確固たる手続規定が整備されるべきである。

よって、えん罪被害者を迅速に救済するために、下記の3点において、刑事訴訟法の再審規定の改正を速やかに行うよう求めるものである。

記

- 1 再審手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを禁止すること。
- 3 再審請求人に対する手続保障を中心とする手続規定を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

兵庫県播磨町議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

内閣総理大臣	殿
内閣官房長官	殿
総務大臣	殿
法務大臣	殿